

# 相続税と贈与税の基礎知識

## はじめに

今回から事業承継にかかる税金について書いていく。税理士の先生方には今更のことばかりかもしれないが、基礎的な項目の確認をしていただければと思う。

また、顧客から相続税についての質問を受けた時、相続税についての計算の仕方について、まとめたものがあれば便利である。この2頁をコピーして渡してもらえば顧客にも喜んでいただけるのではないかと思う。

## I 相続税の計算

相続税は次のように計算する。土地建物や現

図表-1 相続税の計算の仕組み

項目	内容																						
課税価格	$\text{課税価格} = \text{①} + \text{②} - (\text{④} + \text{⑤}) + \text{③}$																						
	①遺産（土地、建物、現・預金、生命保険金、死亡退職金等）																						
	②相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産																						
	③相続人が被相続人から相続開始前3年以内に受けた贈与財産																						
	④被相続人の債務																						
	⑤葬式費用																						
課税遺産総額	$\text{課税遺産総額} = \text{課税価格} - \text{基礎控除額} (5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数})$																						
相続税額	課税遺産総額を法定相続分で按分し相続税をそれぞれ個別に計算し、それを合計する。その相続税総額を、各人の実際の取得財産額に応じて按分し、各相続人の納税額を計算する。 税率表																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法定相続分の金額</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>10%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以下</td> <td>15%</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>20%</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>30%</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>3億円以下</td> <td>40%</td> <td>1,700万円</td> </tr> <tr> <td>3億円超</td> <td>50%</td> <td>4,700万円</td> </tr> </tbody> </table>			法定相続分の金額	税率	控除額	1,000万円以下	10%	—	3,000万円以下	15%	50万円	5,000万円以下	20%	200万円	1億円以下	30%	700万円	3億円以下	40%	1,700万円	3億円超	50%
法定相続分の金額	税率	控除額																					
1,000万円以下	10%	—																					
3,000万円以下	15%	50万円																					
5,000万円以下	20%	200万円																					
1億円以下	30%	700万円																					
3億円以下	40%	1,700万円																					
3億円超	50%	4,700万円																					

## II 贈与税（暦年課税制度と相続時精算課税制度）

次に贈与税だが、これには暦年課税制度と相続時精算課税制度がある。

暦年課税制度は、通常の贈与税の制度である。1年ごとに区切っての制度で、1年間の基礎控除額は110万円。相続税とは切り離して計算するが、相続や遺贈によって取得した者に対する相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算される。

また、相続時精算課税制度は、将来相続が発

図表－2 贈与税の制度

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度																					
制度の概要	暦年ごとに贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する制度	将来相続が発生する親から子への贈与について、選択性により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度。																					
贈与者	制限なし	65歳以上の親																					
受贈者		20歳以上の子である推定相続人																					
選択の届出	不要	必要。一度選択すれば、相続時まで継続適用。																					
適用手続	贈与を受けた後の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し納税する。	選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税する。																					
相続時精算	相続税とは切り離して計算する。ただし、相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算する。 基礎控除額を差し引いて税率をかける。 税率表	相続税の計算時に精算(合算)する。(贈与財産は贈与時の時価で評価する。) 特別控除額2,500万円を超えた金額に対して、一律20%の税率をかける。																					
贈与税額の計算	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎控除後の課税価額</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>300万円以下</td> <td>15%</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>20%</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>600万円以下</td> <td>30%</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>40%</td> <td>125万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>50%</td> <td>225万円</td> </tr> </tbody> </table>	基礎控除後の課税価額	税率	控除額	200万円以下	10%	—	300万円以下	15%	10万円	400万円以下	20%	25万円	600万円以下	30%	65万円	1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円超	50%	225万円	
基礎控除後の課税価額	税率	控除額																					
200万円以下	10%	—																					
300万円以下	15%	10万円																					
400万円以下	20%	25万円																					
600万円以下	30%	65万円																					
1,000万円以下	40%	125万円																					
1,000万円超	50%	225万円																					
基礎控除額、非課税枠など	基礎控除額は毎年110万円	特別控除額は2,500万円（限度額まで複数年にわたり使用可）																					

贈与税の相続時精算課税制度について少し触れる。特別控除額の2,500万円までは非課税、贈与税が課税されない。また2,500万円を超えても20%とそれほど高い税率ではない。通常の贈与税が1,000万円超で50%の税率であることを考えるとかなり割りの良い制度といえる。

生する親から子への贈与について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算され課税制度である。贈与者は65歳以上、贈与を受けるのは20歳以上の子である推定相続人という制約がある。特別控除枠は2,500万円である。この特別控除枠を超えた部分には20%の税率で課税される。この贈与については、1年限定ではなく、2年以上にわたって活用することもできる。

ただ、この制度をいったん適用すると、その親と子の間では暦年課税制度には戻れなくなることに注意する必要がある。（図表2）

しかし、贈与時の価額が相続資産として精算されるため、将来値上がりが予想される場合などについて、この制度は特に効果がある。

（監修／税理士法人トウモロー・ジャパン 代表税理士・小林 登）